

事務連絡
令和3年3月3日

各省庁PCB処理政府率先実行関係課室 御中

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の発見事例の提供について（依頼）

平素より、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正かつ確実な処分に関して御尽力いただき、感謝申し上げます。

高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度 PCB 廃棄物」という。）については、国が全額出資した特殊会社である中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）を活用し、地元の理解と協力の下、全国5か所の処理施設を活用して処理が行われているところです。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）においては、JESCOの処理施設ごとに定める計画的処理完了期限の1年前を処分期間の末日として規定しています。北九州事業地域の変圧器、コンデンサー等については平成31年3月末日までに処理が完了しており、今後は大阪事業地域の変圧器、コンデンサー等及び北九州・大阪・豊田事業地域の安定器、汚染物等が令和3年3月末に処分期間末を迎えるなど、他の事業地域においても順次処分期間が到来することとなります。

この度、これまで各都道府県・各政令市において行われてきた管内における未処理の高濃度 PCB 廃棄物等を網羅的に把握するための掘り起こし調査における、変圧器、コンデンサー、安定器等の PCB 廃棄物の主な発見事例について整理を行うとともに、北九州事業地域において上記の処理完了後に発見され、継続保管となっている事例についても主なものについて整理を行いました（別添）。

つきましては、別添も参照の上、貴省庁が自ら管理する施設において、高濃度 PCB 廃棄物の保管等をしていないかあらためて確認いただくとともに、貴省庁が所管する独立行政法人又は特殊法人等への要請及び関係業界団体へその旨の周知をお願いします。

要請等にあたっては、別紙（ひな型）を適宜御活用ください。

以上

<添付資料>

別添 1 : 掘り起こし調査等における高濃度 PCB 廃棄物・機器の発見事例

別添 2 : 計画的処理完了期限後に発見された継続保管事例

<参照先>

- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 使用製品及び PCB 廃棄物の期限内処理に向けて (パンフレット)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/download/pdf/full9.pdf>

- ポリ塩化ビフェニル (PCB) 早期処理情報サイト (環境省ホームページ)

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

- 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO) ホームページ

<http://www.jesconet.co.jp/>

<問い合わせ先>

- PCB 特別措置法又は電気事業法に基づく手続き等に関する問い合わせ先
参照先のパンフレット 12 ページに記載

- JESCO への PCB 廃棄物の登録、委託契約等に関する問い合わせ先

JESCO 登録担当 Tel : 03-5765-1935

【本件担当】

環境省環境再生・資源循環局

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室

担当：松岡

Tel: 03-6457-9096

E-mail: PCB@env.go.jp